

国際ロータリー会長：バリー・ラシン

「インスピレーションになろう」

第2560地区ガバナー：川瀬 康裕

「自らのストーリーを作りましょう」

会 長：高橋研一

「将来みんなのためになること

これからのロータリーのために

力を込めて課題にチャレンジしよう！」

幹 事：松山浩仁

S A A：外山裕一

三条北ロータリークラブ週報

例会日2019. 1. 22 累計No.1532 当年No.26

例会日：火曜日 12:30～13:30

例会場：三条ロイヤルホテルTel34-8111

事務局：三条市本町3-5-25 三条ロイヤルホテル内

TEL 0256-35-7160 FAX0256-35-7488

HP: <http://www.sanjo-nrc.org>

本日の行事：卓話

「税務行政の現状と課題」

◆本日の出席：58名中27名

◆先々週の出席率：58名中44名 75.86%
(前年同期 72.31%)

◆本日のゲスト

三条税務署 署長 宇佐田 一雄 様

◆本日のビジター

熊倉 昌平 様

◆今週のメイクアップ(敬称略)

ありませんでした。

* 本日の配布書類等

・週報No.1531

会長挨拶：高橋 研一 会長



皆さん、こんにちは。本日のお客様の三条税務署長 宇佐田様、大変お忙しい中卓話にお越しいただき、三条北ロータリークラブ会員一同感謝しております。ありがとうございます。

さて、本日の会長挨拶は、著者松下幸之助著書「商売心得帖」の中の昭和48年1月10日に書かれたまえがきをお話ししたいと思います。まえがき『これまで、私が松下電器の経営にあたってきたなかで、商売の心得として、そのときどきに話し、また書いてきたものがいろいろあります。それらをまとめたものがほしいというお声を最近ずいぶんいただくようになりました。そこでそのいくつかをえらんでみました。このようにまとめて見直してみますと、結局、商売には、次のような基本姿勢が大切だと思いました。

つまり、仏教徒の方々の生活態度は、朝に礼拝、夕べに感謝といいますが、われわれ日々仕事にたずさわる者も、朝に発意、昼は実行、そして夕べに反省、こういう日々をくり返したいということです。同様に、毎月、毎年のはじめに発意、おわりは反省。そして五年たったら、その五年分を反省する、そうすると五年間に実行してきたことのうち、よかったこと、よくなかったことがある程度わかってくると思います。

私自身の経験では、おおむねあやまちないと思っていても、五年後あらためて考えてみれば、半分は成功だったが、半分はしなくてもいいこと、失敗だった、ともいえるように思うのです。そのように反省しつつ歩むならば、次の歩みをあやまち少なく進めることもできるわけです。

要するに商売というものは、この発意、実行、反省が大事なことであり、私自身も、こういう基本姿勢をさらに重要視していかなばと、あらためて痛感している次第です。』

このまえがきの後、「第一章 商売の心得いろいろ」の「世間は正しい」へと続きます。

また、日本経済新聞に連載された「私の履歴書」の中で、松下幸之助氏が書かれている事を一部抜粋いたします。

『小学校4年生の時、社会生活はまず火鉢屋の小僧から始まった。小僧生活を3ヶ月続けているうちに店を閉めることになり、その後自転車店に奉公、12歳から6年間、17歳まで続いた。当時大阪市は全市に電車を動かそうと計画しており、一部の線は開通していた。そこで電車ができればいまに自転車の需要は減るだろう。この反対に電気事業は将来非常に有望だ。ひとつ転業しようとは私は決心した。しかし、大阪電灯にはすぐには採用されず、セメント会社の運搬作業員にやとわれた。とても辛かったがここで3ヶ月あまり働いているうちに、大阪電灯の幸町営業所内線係に欠員ができたから来いということになった。これが私の電気事業に関係した発端です。』

このように、松下幸之助氏は書いています。以上で終わります。

松下幸之助著「商売心得帖」 日本経済新聞掲載 松下幸之助著「私の履歴書」より



幹事報告：松山浩仁 幹事



- ・三条ローターアクトクラブ 「2月第一例会のご案内」
日時：平成31年2月14日 会場：三条・燕リサーチコア 4F 異業種交流室
- ・プログラム委員の方々が本日欠席ですので、代わりにご案内いたします。
下半期行事予定表を配布いたしました。ご確認お願いいたします。

委員会報告：会員増強委員会 金子太一郎 委員長



以前にもご案内いたしましたが、皆様のお近くで新入会員にふさわしい方がいらっしゃいましたら、是非、お配りいたしました記入用紙にご記入いただいて、事務局までご提出いただきますようお願い申し上げます。

ロータリー財団ボックス：22日現在累計176,000円

吉田 文彦君 協力します。
福岡 信行君 渡辺委員長に協力！
渡辺 徹君 税務署長 宇佐田様。本日はよろしく申し上げます。



米山奨学ボックス：22日現在累計1,265,000円

吉田 文彦君 協力します。
羽賀 一真君 今年もまもなく確定申告の時期ですね。
三条税務署長 宇佐田様宜しくお願いいたします。
森 宏君 先週末から院内でインフルエンザが猛威をふるって緊急事態になっています。
皆様も十分気を付けてください。



スマイルボックス：22日現在累計571,000円

熊倉昌平様(三条 RC) 今年も宜しくお願い致します。
皆様の益々のご清栄をお祈り申し上げます。
早川 瀧雄君 三条クラブの熊倉様、ようこそお出でくださいました。
三条税務署長 宇佐田一雄様、卓話宜しくお願いします。
石川 友意君 税務署長 宇佐田様を歓迎して!!
中原 尚彦君 三条税務署 宇佐田一雄様、卓話よろしくお願い致します。
大野 新吉君 本日の卓話、三条税務署署長 宇佐田様、宜しくお願いします。働き方改革の一環かな？
まず一句「来年は10日の休みどう過ごす」
佐藤 義英君 BOXに協力!!
1月15日、卓話をいただいた安藤幸夫委員長より、クラブからの薄謝はニコニコBOXへご寄付頂きました。



今日の行事：卓話「税務行政の現状と課題」

三条税務署 署長 宇佐田一雄 様



- はじめに
三条税務署長の宇佐田と申します。
本日は、三条北ロータリークラブ例会にお招きいただき、感謝申し上げます。
クラブ会員の皆様には日頃から税務行政の円滑な運営に当たり、深いご理解と多大なご協力を賜っており、本席をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。
簡単に自己紹介をさせていただきます。前任は、関東信越国税局の課税第一部で国際・電子商取引担当の統括国税実査官として、国際取引やいわゆる富裕層、インターネット取引に関する調査

事案の情報収集、企画・立案を担当しておりました。出身地は見附市で、新潟県内の税務署勤務は、平成 27 事務年度に長岡副署長とこの度の三条税務署長と、2 回目になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 本日のお話の内容

税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化や I C T 化等が急速に進展するなど大きく変化しています。これらの変化に的確に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすことができるよう、また、納税者の皆様から税務行政に対する理解と信頼が得られるよう、取り組んでいます。」

そこで、本日は、「税務行政の現状と課題」というテーマで、お話しさせていただくこととしました。

以下、当日の資料の一部を掲載させていただきました。
全資料のご入用の方は事務局までお声がけください。

消費税の軽減税率制度 ～軽減税率の対象品目等～

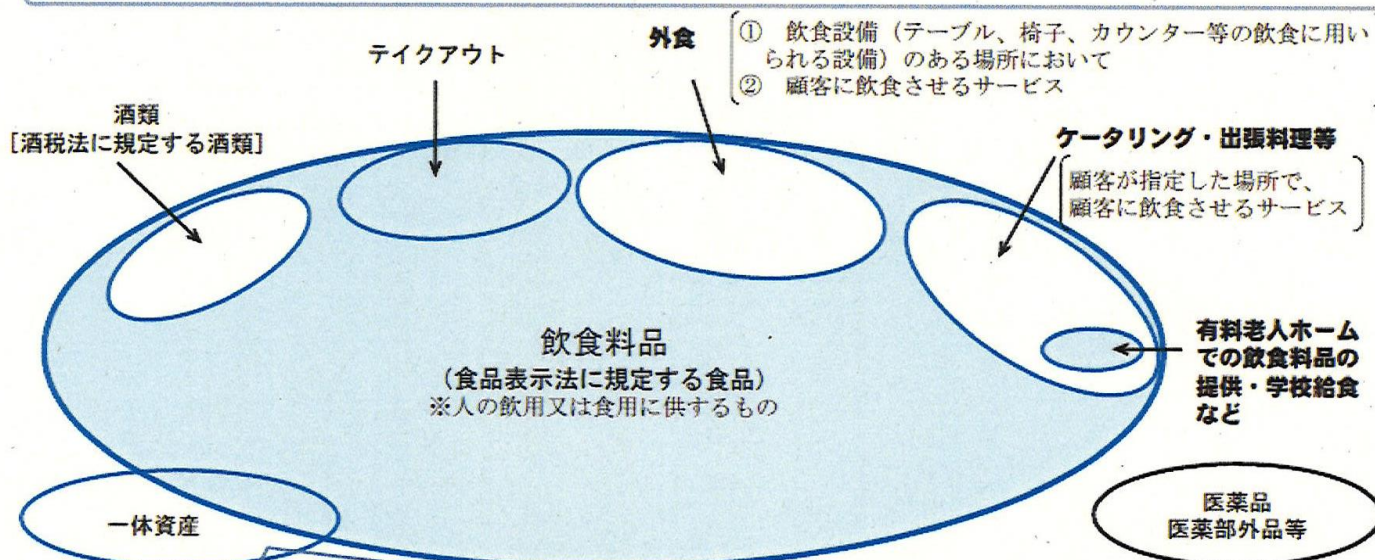
消費税率の引上げ	適用開始日	平成9年4月1日	平成26年4月1日	平成31年10月1日
	消費税率 (内訳：国+地方)	5.0% (4.0%+1.0%)	8.0% (6.3%+1.7%)	標準税率 10.0% (7.8%+2.2%) 軽減税率 8.0% (6.24%+1.76%)

消費税の軽減税率制度

消費税率の引上げに伴う低所得者対策として、平成31年10月に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡をいい、外食等を除く)
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体資産の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる(一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る)。

調査において重点的に取り組んでいる事項

実地調査で把握した1件当たり申告漏れ所得金額 (平成28事務年度)

申告所得税	調査件数	70千件	法人税	調査件数	97千件
	1件当たり申告漏れ所得金額	763万円		1件当たり申告漏れ所得金額	853万円

調査において重点的に取り組んでいる事項

- ① 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施
- ② 十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止
- ③ 資料情報を活用し、的確に無申告を把握
- ④ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行

高度情報化への対応 ～ 電子商取引に対する取組～



資料収集等



国税局 電子商取引専門調査チーム

- ★電子商取引の把握・実態解明
- ★課税上の問題が認められる者への税務調査等

- ・課税上有効な資料の提供
- ・調査手法等ノウハウの提供

国税局

税務署